

議案第168号

大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を早急に行う条例
制定について

大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定に関する条例を次のように定める。

平成19年12月4日

上田市長 母 袋 創 一

大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国の「中心市街地活性化」制度に応じて、上田市中心市街地活性化基本計画の認定の申請及び取得を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上田市中心市街地活性化基本計画 上田市が中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第9条の規定により作成する、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画をいう。
- (2) 準工業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域をいう。
- (3) 大規模集客施設 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものをいう。
- (4) 特別用途地区 都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区をいう。
- (5) 地区計画 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。

(指定)

第3条 法における基本計画認定の条件を充足するため、都市計画法の規定に基づき、可及的速やかに市内の準工業地域を特別用途地区に指定するものとし、当該特別用途地区においては、原則として大規模集客施設は立地できないものとする。

(解除)

第4条 上田市の総合都市計画に基づいた大規模集客施設の立地規制については、住民の広く参画する公平、透明及び内外無差別な討議による合意を得て、並びに上田市の視点だけでなく広域的な観点から近隣市町村との協議の場を設置し、その合意を得て、部分解除が

出来る。

- 2 前項の規定により立地規制を解除する場合は、都市計画法の規定に基づく用途地域変更の手続きによる。
- 3 大規模集客施設の立地規制については、必要に応じて地区計画の活用を措置するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。